

アルバイトについて

1. アルバイトを行う場合の目的について

- ① 就労にむけて、社会経験を積むため。(視野を広げるため)
- ② 家庭の事情により、生活費の一部にするため。
- ③ 家庭の事情により、学費の一部にするため。
- ④ 自動車免許取得や自立に向けて貯金をするため。

2. アルバイトを認める場合の基準について《参考資料》○労働基準法

- ① 学校生活に支障が出ないこと。
- ② 部活動や学校行事を優先していること。
- ③ 高校生の労働条件に反していないこと。
- ④ アルバイトの終了時刻が、午後7時00分を越えていないこと。
- ⑤ 通勤方法は、自力及び自主通学が許可済みもしくは自力通学練習中の者で、安全に通勤ができること。
- ⑥ 学校や家庭での生活態度が良好で、問題と思われる行動や態度がないこと。
- ⑦ アルバイト開始日が、第1学年の1学期終了後であること。
- ⑧ アルバイトの勤務日数が、平日は週3日以内であり、長期休業中は休業日の2分の1以内であること。

3. アルバイト実施に向けての手順について

- ① 「アルバイトを行う場合の目的」及び「アルバイトを認める場合の基準」に適合し、保護者及び生徒本人からアルバイト希望の申し出があった場合、「アルバイト認定願」を担任が配付する。
- ② 保護者から「アルバイト認定願」の提出後、担任は学部に提案し協議をする。結果について起案をし、管理職の判断により決定する。
 - ・認められた場合:「アルバイト認定書」を発行し、生徒に配付する。ただし、問題行動や生活態度の乱れ等アルバイトを行うことが不相当と判断された場合は「アルバイト認定書」を没収し、認定を無効とする。
 - ・認められない場合:「アルバイト不認定通知」を生徒に配付し、アルバイトをすることはできないものとする。
- ③ 「アルバイト認定書」を受領後、アルバイト先探しや面接等を行いアルバイト先を決めることができる。
- ④ アルバイト先決定後、生徒及び保護者は「アルバイト許可願」及び「誓約書」を学校に提出する。
- ⑤ 担任は、保護者から提出された書類をもとに学部長、学年主任、進路指導、生徒指導、管理職とアルバイト許可について協議する。結果について起案をし、学校長の決裁を受ける。
 - ・許可の場合:「アルバイト許可証」を発行し、保護者に配付する。
 - ・不許可の場合:「アルバイト不許可通知」を保護者に通知、別のアルバイト先を見つけるように指導を行う。なお再度認定願いを希望する場合は、3ヶ月間以上の改善期間を経た後出すことができるものとする。
- ⑥ 「アルバイト許可証」を受領後、安全に留意してアルバイトを実施する。
- ⑦ アルバイトが終了した場合は、速やかに「アルバイト許可証」を学校に返還する。

4. 生徒及び保護者への確認及び指導事項

- ・ アルバイトの目的及び収入の用途について
- ・ 業務内容及び就業時間について
- ・ 交通機関及び通勤に伴う危険性について
- ・ 緊急時の対応及びその連絡方法について
- ・ 「生徒のアルバイトについて」の周知徹底(例規集)
- ・ 保護者の指導責任で実施することの確認
- ・ 事業所の状況(場所、作業環境等)の確認
- ・ 学業との兼ね合いについて
- ・ その他個々の生徒に必要な配慮事項
- ・ 卒業後アルバイト先への就労を希望する場合は、企業が「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づく助成金を受けられなくなる場合があることを確認する。

5. その他

- ・ アルバイト許可願の原本は生徒指導部で保管し、該当生徒の担任はそのコピーを保管する。
- ・ アルバイト許可証は、そのアルバイトが終了したら速やかに返還させる。
- ・ 年度ごとに「本校生徒のアルバイトの手続きについて」の文書を職員に配付、説明し、周知徹底を図る。
- ・ 現場実習の延長としてアルバイトをする場合には、進路指導主事に確認の上、本手順に従って手続きを進めるものとする。
- ・ 授業日は、必ず帰宅してからアルバイト先へ出勤すること。